

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成 2 6 年 4 月 2 1 日 (月)

杉 並 区 議 会

目 次

「総合計画（10年プラン）・実行計画（3年プログラム）」改定に伴う会派 要望の提出について	3
委員会について	
(1) 改選の日程について	3
(2) 常任委員会、特別委員会の構成について	4
農業委員会委員候補者の推薦について	5
会議録について	5
その他	
(1) クールビズの実施について	8
(2) 区民からの要望について	8

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成26年4月21日(月) 午後1時00分～午後1時35分	
場 所	第2委員会室	
出席理事 (5名)	理事 富本 卓 理事 島田 敏光 理事 くすやま 美紀	理事 脇坂 たつや 理事 河津 利恵子
欠席理事		
理事以外の 出席議員	議長 大泉 時男	副議長 渡辺 富士雄
出席理事者	政策経営部長 牧島 精一 企画課長 白垣 学	
事務局職員	事務局長 本橋 正敏 議事係長 野澤 雅己 議会法務係長 杉原 正朗 担当書記 太刀川 修	事務局次長 朝比奈 愛郎 庶務係主査 川原 広 調査係主査 福羅 克巳

(午後 1時 開会)

富本理事 ただいまから議会運営委員会理事会を開会する。

《「総合計画(10年プラン)・実行計画(3年プログラム)」改定に伴う会派要望の提出について》

富本理事 初めに、本日は理事者より、総合計画(10年プラン)・実行計画(3年プログラム)改定に伴う会派要望の提出についての説明がある。

政策経営部長 総合計画、実行計画の改定に伴う会派要望の提出のお願いである。

計画改定に向けた会派の要望については、平成26年5月30日金曜日までに企画課宛て、文書により提出をお願いしたい。

なお、別件であるが、かねてから検討して計画を決定している施設再編整備計画であるが、このたびこうした冊子ができたので、本日以降、議員の皆様にお配りしたい。

なお、ポストに投函させていただくので、よろしく願います。

富本理事 今、2点話があったが、要望については5月30日までということである。それと施設再編整備計画の本ができたということだが、何か質問等はあるか。

くすやま理事 プランのほうだが、現在の計画の改定に伴っての要望ということで、現在の計画をもっとこうしてほしいということを出せばよいのか。

政策経営部長 総合計画、実行計画のことかと思うが、現在の計画をこうしてほしいとか、新たにこういった形のものに取り組んでほしいといったような要望で結構である。

くすやま理事 自由な形式というか、こちらで書いてよいのか。

政策経営部長 形式は自由である。

富本理事 予算要望とかに準じたような形だと思う。最初、計画のときも出していると思うので、そういうことでよろしく願いたい。

ほか、よいか。では、締め切りに間に合うように、それぞれよろしく願いたい。

では、理事者の方々はご退席いただいて結構である。ありがとうございました。

《委員会について》

(1) 改選の日程について

富本理事 続いて、委員会について。まず、そろそろ時期が迫ってきているが、委員会の改選日程についてである。委員会の改選の日は、委員の任期満了の翌日、6月13日、第2回定例会の最終日と考えているが、それでよいか。現在の委員の入れかえである。よ

るしければ、その方向で進めたいと思う。

(2) 常任委員会、特別委員会の構成について

富本理事 続いて、その改選に伴い、常任委員会、特別委員会の構成について協議していきたいと思うが、まず常任委員会について、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 常任委員会であるが、資料1をごらんいただきながら。現在5つの常任委員会それぞれ9人ずつで運営している。定数48であるので、欠員3名については、総財、保健福祉委員会、文教委員会、それぞれで1人ずつ欠員という形になっている。

なお、6月に区議の補欠選挙が予定されているが、当選された方の常任委員会の選任については、杉並区議会委員会条例第5条第2項の規定に基づき、欠員の委員会に議長が指名することになるかと思う。

富本理事 要は、改選のときは現状と同じ形でとりあえず決めて、補選後は、あいているところに議長の指名で入っていただくという形にしたいということだが、どうか。誰が立候補するか、誰が当選するかもわからないので、現実問題、そのようにせざるを得ないのかなと考えているが、いかがか。では、そういう形で、現状の45名を、それぞれの委員会に9で割り振って、本来の48になったときには、総財、保健、文教に議長の指名で割り振るという形にさせていただきたいと思うので、よろしく願いしたい。今後補選があればこういうことが起きてくるわけだが、1つの形かなと思う。

続いて特別委員会についてであるが、事務局から説明を願う。

議会事務局次長 特別委員会であるが、現在、資料1に記載の4つの特別委員会を設置している。定数48人なので、4つということで、それぞれ12人ということで構成しており、現在、文化芸術・スポーツが12人ということで、残りの3つの特別委員会が1人欠員という形になっている。

補選後の当選の方の選任については、先ほどの常任委員会と同じく、議長が指名することであるかと思う。

富本理事 まず、特別委員会については、現在の4つの委員会の構成でいいのかということを確認することが1つ。

それからもう1つは、先ほどと同じで、人数の割り方というか考え方を常任委員会と同様の、とりあえず現状の45人で割った、こちらは文スポが1人多いが、それで割って、あとは議長の指名という形でよいかということである。

まず、現状の4つの委員会の体制、それから委員会の内容についてはいかがか。何かご意見のある方はいるか。特段問題はないか。最終年度であるし、現状特段これを

特別委員会でというような案件も見当たらないように感じるが、この構成でよろしいか。

では、現在の、災害対策、道路交通対策、文化芸術・スポーツ、議会改革の4つの委員会の構成をそのまま継続する形で決定をしたいと思う。

欠員に関しても、常任委員会と同様の方式で補選後補充する形でよろしいか。それでは、そのような形で構成をしていきたいと思うので、ご了解いただきたい。

《農業委員会委員候補者の推薦について》

富本理事 続いて第3番、農業委員会委員候補者の推薦についての説明を事務局から願う。

議会事務局次長 ことしは農業委員の改選に当たる。現委員は、平成26年7月19日で任期満了となり、後任の推薦依頼が区長からある予定である。新しい委員の任期については、農業委員会なので選挙があるが、選挙による委員と同様に、平成26年7月20日からということになる。

農業委員の選任に当たっては、例年、理事会、議運の場でそれぞれ協議し、2定最終日に推薦者を決めるという方法で行っているところである。ことしもこういった方法でいかがかというふうに考えている。

富本理事 まず、農業委員の改選というのは、議員推薦だけじゃなくて、一般の方がおやりになっている農業委員も改選期なので、今の全部の農業委員の任期が7月19日ということである。後任はまた区長からそのときに依頼があるということなので、その時期に合わせて、農業委員は、6月13日の最終日ではなくてずらして交代してもらおう形でどうか。毎回これでやっているわけです、委員の選挙があるときは、ですから、そういう形でご理解いただけないかということですが、この点については何か質問等あるか。どこがやるか、誰がやるかというのは後の話で、今は、いつかわるかという話なので。

では、その方法で、全体の農業委員がかわるときまでは現状の農業委員に続けていただいて、新しい候補者に関しては7月20日からということで、よろしく願いしたい。

後任は誰をとということに関しては、例年どおり、第2回定例会の最終日に推薦したいと思うが、これもよろしいか。これもいつもどおりなので。

で、そのような形で農業委員に関しても進めるので、よろしく願いしたい。

《会議録について》

富本理事 続いて、4番、会議録についてであるが、前回の理事会において、会議録についての話があった。会議録の削除等の問題について改めて事務局に調べてもらった。資料を使って説明を願いたい。

議会事務局次長 資料2をごらんいただきたい。「会議録について(概要)」というふうな形でまとめている。

会議録の調製について、根拠法令は地方自治法の123条になり、「議長は、事務局長又は書記長に書面又は電磁的記録(略)により会議録を作成させ、」云々という形で定められているところである。

原本と配布用という形があるが、原本については、不規則発言は議長が認めない限り原本には載せないという形になっており、発言については全て記録したものであることになる。配布用については、発言取り消し、削除等があった場合、議長がこれを認めた場合には、原本はそのままであるが、原本からその部分を修正した上で配布用の会議録としているところである。

修正、削除については、どういった方法があるかという点、 、 、 のとおりで、自らの申し出による取り消し、議長から命ずる取り消し、動議による取り消しという形になるかと思う。

訂正ということになると、修正とは変わってくるが、単純な言い間違いとか発言趣旨が変わらない部分の数字、地名、人名等の訂正については、修文という形で議長の権限で行っているところである。

不規則発言、不穏当な発言等については、発言の取り消し、 、 、 の形で修正等が行われているところである。

議員自らの申し出による取り消しということになると、3番ということになるかと思うが、特に であるが、発言の訂正、取り消しを申し出る場合は、発言訂正申出書を会期中に議長に提出し、委員会では委員長ということになるが、許可を得るという形になる。

そうして調製された会議録、委員会記録であるが、公開請求があっても、原本については、閲覧ができるのは議員に限られる。その他は配布用という形での公開になるというところである。

委員会記録についても、議長を委員長に置きかえて本会議録の扱いに準ずるということで、こちらについては、委員長が作成し、最終的には議長が保管するという形になる。
富本理事 今るる説明がありましたが、何か質問等あるか。

くすやま理事 前回の理事会での、木梨さんの発言のことだが、そうすると、木梨さんの例の発言の部分をインターネット中継と配布用から削除ということは、どれに当たるのか。

議会事務局次長 どれにということになると、 の議長から命ずる取り消し。この前は委

員会での発言であったので、委員長による取り消しという形になり、委員長の判断により、123条、会議録の根拠法令になるが、会議録を作成したという形になろうかと思う。

くすやま理事 前は、削除した場合に、削除したことを議員本人に伝えるべきではないかということで、私はそういうふうにしたのだが、そういう必要はないのではないかみたいな感じだったと思うのだが.....。

議会事務局次長 私どもも、いろいろないきさつからそういうふう考えたところであるが、この間の理事会においても、伝えたほうがいい、伝えるべきだという発言をいただいたので、私どものほうで改めて木梨議員のほうにはお話をし、こういった取り扱いになっているということをご説明させていただいた。

くすやま理事 ご本人はそれで特には.....。

議会事務局次長 もちろんご本人は、その事実自体は、納得はしていないのだが、そういうふうな扱いになっているということについてはわかりましたというご返事をいただいた。

くすやま理事 そういうふうに伝えていただけてよかったと思う。そうしないと、もし仮の話だが、議長や委員長の判断で、ちょっとあの発言はどうかということで、一方的に委員長や議長の権限で訂正されたり削除されたりということが、ないとは思いますが、そういうことだってできるわけなので、きちんとその旨伝えるべきだと思うので、今後もそのように対応していただきたいと思っている。

富本理事 これに関しては、確かにそういうお話をいただいたので、私からも事務局には、そうすべきでしょうという話はしたので、そういうことがないようにということは当然なのだが、お伝えてしておくのは、1つ事実として、後からそういうことが知られているいろいろな不愉快な思いをしたり、何でということにもなると思うので、その辺はきちっと対応して事務局のほうからも説明をいただいたので、先ほど言ったとおりの経過である。

くすやま理事 この間の場合は、ああいう決議まで上がったものであるが、仮に決議が上がらなくても、ちょっとあれは問題じゃないかと議長や委員長が感じた場合に、当然、その発言があった多分直後ぐらいに委員長や議長が、あれはどうなのかと、その発言した委員や議員に伝えて、そこでのやりとりがあってということだと思うので、いきなり一方的に議長や委員長が何か訂正や削除をしてから、あれは削除、訂正しましたよと伝えるのではないということで確認したい。

富本理事 それは常識的にあり得ないと思う。この前も、木梨議員に議長が3度ほどお会いして説得というかご理解いただくとしたのだが、それが不調に終わったので、残念ながらああいう経過をたどって1つの結論になったわけなので、それに関しては当然、

例えばほかの委員からも、あれはおかしいのではないかと問題ではないかということになれば、当然それが事務局なりまた議長や委員長のほうへ話が入るので、しかるべき段取りをとって進めていくことになるし、基本的にこういうことは起きないほうがいいということは、多分これは別に会派関係なく皆さんの心情だと思うので、その辺はそこまで心配されなくてもいいのかなと思う。

よろしいか。では、今回は の対応で、委員長から命ずる取り消しということで対応しているということである。

それから、ほかにも、人間なので、いろいろ言い間違いとかあるので、改めて会派の所属議員の方、少数会派も含めてお話をいただき、なるべくあってはいけないことなのだが、もしそういうことがあればこういう対応でやっていくということは改めて確認の上、それぞれ議会に臨んでいただければなと思うので、よろしくお願いしたい。

《その他》

(1) クールビズについて

富本理事 では次に、その他、クールビズ等について。

議会事務局次長 まず、クールビズの実施についてということで、それほどまだ暖かくなってない状況だが、例年5月1日から10月31日までの期間、クールビズを、昨年度も実施しており、ことしも、国も含めてそういった方向で調整中ということなので、同様の期間で実施をしてはいかかというふうに考えている。

富本理事 これは特段問題ないと思うので、そのようにしていただければと思う。定着をしてきた。

(2) 区民からの要望について

富本理事 続いて、区民からの要望についての説明をお願いします。

議会事務局次長 こちらについては、資料3をつけている。「区民からの要望について」ということで、25年度1年間のということであるが、前半は9月に1件あっただけだったので、今回は、この時期に昨年度分をまとめた。細かいのも入れると、あと数件あるが、重立ったものは、こちらの4件である。

まずは「議員ポストの利用に関して」であるが、一区民の方から、議員ポストに投函しようとしたところ、それはできないということで、私どもとしては、行政の資料とのやりとりのために使っているということで、説得、ご理解をいただけたかどうかはあれだが、区民の配布物投函についてお断りしたというところである。

2番目については、「区議会の傍聴について」ということで、これはしばらくやりとりがあったが、傍聴人の座席はどのようにしているのかと。この部屋でも同じであるが、傍聴席という形で定めており、この部屋だと一番後ろの席ということになっているが、要望者においては、傍聴席が一番後ろで、集中して耳を傾けないと議員と理事者の声が聞き取れない、またメモもとりにくい、机のある空席があってもなぜ座らせないのかという苦情であった。

こちらについては、傍聴規則あるいは傍聴席を設けた経緯等を説明して、一番後ろの席については、特に委員外議員あるいは傍聴議員の座席として常に確保しているところなのでということでご説明をした。その後、これに関しての要望、苦情はとまっている。

次、3番目は「議員の演説について」ということで、これは町中での話であるが、法事を行っているときに、街頭演説の音声が大きくて、場所や日時を考えてほしいという要望であった。

最後の4番目については、「特別委員会を傍聴して」ということで、区政モニターからお便りをいただいている。事業実施報告に当たりということ、これは区長部局のほうの説明者の報告案件の資料についてである。資料の作成に当たって、予算額とか支出内訳の資料がないということ、そういったものが明確でなければ事業のよしあしがわからない、そういった資料を議会全般に出しているのかというような現状の問い合わせ等に加え、いかに傍聴者が少ないかわかったと。それと、用意された資料も1式しかなかったということ、これは閲覧用として傍聴席に置いているものが1式であるので、それについて1式しかなかったということ、ご意見をいただいたということである。

主な1年間の要望については、この4件である。

富本理事 4点あったが、何かあるか。

くすやま理事 1番の議員ポストであるが、確かに私も言われたことがある。入れようと思ったら、事務局の方に入れなくてと言われたということ、そのときは事務局の人が預かってくださり、その後議員に渡してくださっていると思うのだが、今もそういう対応なのか。

議会事務局次長 個人名があるものについては、郵便物と同じような形で、できる限りの便宜を図っているかと思うのだが、のべつ幕なし、主義主張をポストの中にほうり込みたい、その辺を認めていると、広告物というかPR物というか、そういったものを無制限に投函されることになるので、これまでは、あそこのポストについては行政との資料のやりとりのために使うということ、一定の制限をこれまでできてきているという状況である。

富本理事 たしか私も議長のときに前の幹事長会で話をして、いきなり陳情者が部屋に連れて、これも事務局を通してくれという話をしたような経緯もあった。

そういう中で、とはいうものの、ポストに入れるのはだめでも、渡しておいてくださいというのをどういうふうに対応するのかというのは、毎日来られるわけでもないし、預かっておくみたいなのもどうなのか。その辺はどうなっているのか。うちみたいに大きい人数の部屋だと誰かはいるから、あと事務員さんがいるところはいいが、そうでない場合はどうするのかなということ。

議会事務局次長 宛先がはっきりしているものについては、お預かりして、机の上に置いておくとか、郵便物と同じような形で取り扱っているということである。

富本理事 それ以上ないであろう。

くすやま理事 大体陳情とか請願の人たちが、こういふことで私たち提出したのだけれども、もうちょっと詳しい資料なんかを持ってこられて渡したいということに来て、たまたまいればいいのだが、いない人に、では、ポストに入れておこうと思ってとめられたりということがあろうと思うので。だから、それをきちんとはっきり、そういう場合は事務局を通してくださいというのがわかるような何か掲示をしていただくとかいう対応はできないのかなと思うのだが。あそこに何か書いてあったか。

副議長 書いてある。

議会事務局次長 いずれにしても、ポストに入れる際には一声かけていただき、入れる資料を、入った入ってないというのもあるので、1部こちらで預かり、それで入れていただくという形はとっている。繰り返しになるが、一般の方から受けると際限なくなってしまうし、もともとが行政の資料のやりとりという形で私どももずっとこれまで取り扱っているところであるので、宛先のはっきりしている文書については、預かって控室の机のほうに入れるなり、郵便物とかはあそこには入れてないと思う。机のほうに置くような形、あるいは事務員さんいらっしゃったら、そちらに預けているような形かと思うのだが。

脇坂理事 役所の住所で入っていることもある。

議会事務局次長 それは失礼した。

富本理事 ポイントは、誰が入れるかということ。だから、預かって事務局の人が入れるのか、その人が直接入れるのか。そこは必ず事務局の人が預かって入れるべきだと思う。消費者の会とか毎回入っているが、あれは確かにシールで宛先は書いているが、あれは誰が入れているのか。

議会事務局次長 1部お預かりして、事務局のほうで入れている。

富本理事 事務局の人が入れているの。何でもかんでも住民の人が入れるというのはちょっと違うでしょう。まずそこが確認としてある。あくまでも事務局の人が入れると。

くすやま理事 本当は電話をかけてきてくれば、この日にこの時間ならいますよということでもいいのだが、そういうアポをとらないで来られて、いなくて、ああ、どうしようとか、じゃポストに入れようかしらというところをとめられると思うのだが。

副議長 一般常識の範囲で、他人の家に入れるわけではないので。

くすやま理事 だから、ちゃんと書いてあればそう思うと思う。

富本理事 そこは、そういうふうな形で、直接入れないで、まずは事務局にご相談くださいみたいなことを書いておけば。住民の人が直接入れるということじゃなくて、事務局を通して入れるということを基本としてやってもらうということ。

議会事務局次長 承知した。

富本理事 あと、よく間違えているケースがあるので、本と田を。よろしくお願ひしたい。では、この件はこういうことなので、要望、意見があったということでご承知願ひたい。

今お話があったのは全議員のポストに入るの、よろしくお願ひたい。

では、本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 1点だけ、事務連絡だが、既に皆さんの会派のほうには張り紙させていただいたが、今年度も消防設備点検あるいは受変電設備点検の日程が決まったので、ご案内をさせていただきたい。詳しくは各会派のほうに掲出したものをごらんいただきたいが、近いところでは、消防設備点検として、4月24日から29日の間で、火災報知器の点検あるいは防火戸の点検、非常ベル、非常放送等の点検が入るので、ご対応よろしくお願ひしたい。

また、第2回目については、ちょっと遠くなり11月になるので、一応日付だけでもご確認いただきたい。

また、受変電設備の点検を11月3日に行うということである。11月3日には、電源と照明、全て使用できないということになるので、11月3日については、そういったことで電気を使えないということを前提でお願ひしたい。

富本理事 先のことはまた言ってほしい。ただ、ほかに、特段何かをしないといけない等々のことはあるのか。ほかの日程のこととか工事とか。特段、そのままにしておいて、たまたまあの人は工事をやっています、だけなのか。

議会事務局次長 とりあえず4月24日から29日の間に火災報知器の点検があるので、業者が事務室内に入る場合があるので、その点だけはよろしくお取り扱いのほどお願ひした

い。

富本理事 特段、物をどけるとかそういうことはないということか。

議会事務局次長 その点は今のところない。

富本理事 そういうことで、貴重品等にご注意を。それから11月3日はまた事務局のほうで、直前になったらお知らせしてほしい。

ほかによろしいか。

島田理事 今の工事でいろいろ思い出したが、この前、配線か何か工事をやっていたが、あれは何の工事か。

議会事務局次長 ちょっと記憶がうる覚えなのだが、たしか、携帯電話がなかなかつながりにくいので、つながりやすいように、基地局というか、アンテナをつけたのではなかったかなと思う。控室の外の廊下あたりで。

富本理事 うちの部屋の角のあたりとか、五、六人いた。何してるのと言っても言わない。別に不審者と思わないが。

工事等があれば、別に各会派に配らなくても、委員会招集通知とか、あそこのところに張っておけばよいのでは。

議会事務局次長 少なくともそれはやる。

富本理事 あと、何の工事だったのかは、島田さんに伝えてほしい。

では、ほかよろしいか。

次回の理事会だが、一応告示日が5月19日月曜日と決まっているので、5月16日金曜日午前10時から第2回定例会関係の案件を予定している。それ以前に開会する場合は、別途日程を調整させていただきたいと思う。なお、5月19日告示日は午前10時から議会運営委員会を開催する予定となっているので、とりあえず16日の10時、19日の10時、理事会と議運が必ずある。

それでは、本日の議会運営委員会理事会を閉じたい。

(午後 1時35分 閉会)